

新バスシステムにかかる運行事業協定について（H26. 2. 19 配布）と協定本文との対比表

| ■新バスシステム運行事業協定 骨子 | ■左記に対応する運行事業協定の本文 |
|--|---|
| 1. 目的 ・BRT運行とバス路線再編，施設整備に関する必要事項を設定 | 第1条（目的） ・本事業における第1期BRTと、新潟市域におけるバス路線再編において必要となる施設整備及びその運営及び維持管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。 |
| 2. 運行事業者 ・第1期BRT運行事業者は新潟交通株式会社 | 第3条（運行事業者の確認） ・甲（新潟市）及び乙（新潟交通株式会社）は、第1期BRTの運行事業者を乙とすることを確認する。 |
| 3. 事業の実施 ・第1期BRTは公設民営方式 ・バス路線再編は，市と新潟交通で実施 | 第4条（事業の実施） ・本事業のうち、第1期BRTは公設民営方式によって実施する。 ・第1期BRTと同時に進行バス路線再編にあたっては甲及び乙が協力して実施する。 |
| 4. 事業内容 ・事業の内容と経費の分担や維持管理等については，別途細目協定を設定すること ①第1期BRTの運行 ②第1期BRTと同時に進行バス路線再編 ③新バスシステム事業の実施に必要な整備 ④バス待ち環境や情報案内施設など利用環境の整備 ⑤事業の啓発並びに利用促進 ⑥その他，上記以外に必要な事項 | 第5条（事業の内容） ①第1期BRTの運行 ②第1期BRTと同時に進行バス路線再編 ③新バスシステム事業の実施に必要な施設等の整備 ④新バスシステム事業の実施に必要な施設等の運営及び維持管理 ⑤バス待ち環境や情報案内施設など利用環境の整備 ⑥事業の啓発並びに利用促進 ⑦その他，上記以外に必要な事項 第7条（甲及び乙の役割分担） ・本事業に関する甲及び乙の役割分担は本条の規定を原則とするが、詳細は別に細目協定で定めるものとする。 |
| 5. 市及び新潟交通の責務 ・説明会におけるバスサービス向上の内容の確保 | 第7条（甲及び乙の役割分担） ・甲及び乙は、平成25年に市民に対して甲及び乙が共同して行った説明会におけるバスサービス向上の実現に向けて協力するものとする。 |
| 6. 情報の公開 ・透明性確保の観点から，新潟市情報公開条例を踏まえた，可能な限りの公開 | 第8条（情報の公開） ・本事業の透明性確保の観点から、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43条）を踏まえ、甲乙協議の上、可能な限り公開するよう努めるものとする。 |
| 7. 全市的なバス利用環境の向上 ・わかりやすく利用しやすいバス利用環境の向上に向けた連携 | 第9条（全市的なバス利用環境の向上） ・甲及び乙は、バス待ち環境の改善や超低床車両の導入などの環境整備等、分かりやすく利用しやすいバス利用環境の向上に向け、相互に連携して取組むものとする。 |
| 8. モニタリングの実施 ・確認に必要な事項の市への報告 ・外部委員を含めた「新バスシステム評価委員会」の設置 ・評価委員からの提言などに対応するための，市と新潟交通による「運営協議会」の設置 | 第6条（モニタリングの実施） ・乙は本事業の実施状況を確認するために必要とする事項について毎年度甲に報告するものとする。なお、報告に関する詳細は別に要綱で定めるものとする。 ・本事業の達成に向け、甲は外部委員を含めた（仮称）新バスシステム評価委員会を設置する。 ・本事業の円滑な運営及び評価委員会からの提言に対応するために、甲及び乙からなる（仮称）運営協議会を設置する。 |
| 9. BRTの機能拡大及びバス路線再編の段階的实施 ・個々の路線の運行本数など具体的な案の市民などへの丁寧な説明 ・BRTの機能強化及び状況に応じた第1期事業区間以外での早期取り組み ・新たな施設が必要になった場合の施設整備 | 第10条（バス路線再編の段階的实施及び連節バスの効果的活用） ・甲及び乙は、バス路線再編の段階的实施にあたり、個々の路線の運行本数など具体的な案について様々な場を活用して市民などに丁寧に説明を行い、理解を得るよう努める。 ・甲及び乙はイベント時の輸送手段等、通常の運行計画に支障のない範囲において、連節バスの効果的な活用がなされるよう努めるものとする。 第7条（甲及び乙の役割分担） ・第1期BRT以外において新バスシステムにゾーンバスシステムを導入するにあたり必要な交通結節点については、原則甲が整備、運営及び維持管理する。甲が実施するにあたっては地域公共交通検討会議の意見を踏まえるものとする。 |
| 10. 有効期限 ・本協定を締結した日から平成32年3月31日まで | 第13条（有効期限） ・本協定の有効期限は、本協定を締結した日から平成32年3月31日までとする。 |
| その他 | ・第2条（用語の定義） ・第11条（秘密保持） ・第12条（協定の変更） ・第14条（協定の継続） ・第15条（中途解除） ・第16条（損害賠償） ・第17条（協議） |